

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団

第 7 回 コンプライアンス委員会

議 事 次 第

日時:2026 年 1 月 19 日(月)14 時 00 分～
場所:オンライン開催

1 開 会

2 議 事

(1) 決議事項

- ・第1号議案 スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況の自己説明及び公表
について

(2) 報告事項

- ・令和7年度コンプライアンス推進に係る取組結果について
- ・第三者審査委員会からの情報提供について
- ・その他

3 閉 会

【配付資料】

- | | |
|----------------------------------|---------|
| ・ 委員名簿 | ・・・資料 1 |
| ・ スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況の自己説明及び公表 | ・・・資料 2 |
| ・ 令和7年度コンプライアンス推進に関する取組結果 | ・・・資料 3 |
| ・ 第三者審査委員会における審査について(情報提供) | ・・・資料 4 |

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団
コンプライアンス委員会委員名簿

令和 8 年 1 月 1 日現在

役職	職名	氏名
委員長	コンプライアンス担当理事	広瀬 史乃
委員	事務次長	川瀬 航司
	事務次長（チーフ・ファイナンシャル・オフィサー）	遠松 秀将
	総務企画室長（業務室長兼務） ＜宿泊輸送部長・会場調整部長・警備部長事務取扱＞	木島 暢夫
	競技運営室長	石井 朗生
	監査室長	宮本 均
	総務企画室総務部長（企画部長兼務）	田近 隆
	総務企画室財務部長	川口 貴史
	業務室業務開発部長	小林 あかね
	業務室広報・メディア部長	下鳥 真弓
	競技運営室競技運営部長	徳弘 欣也
	競技運営室医療部長（業務室情報技術部長兼務）	折笠 真由美

1 概要

- スポーツ庁策定の「[大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針](#)」において、組織委員会等は本指針の遵守状況について、少なくとも年1回、自己説明を行い公表することを規定
- 本指針に基づき、スポーツ庁セルフチェックリスト（11の原則）に沿って本指針の遵守状況を報告するとともに、自己説明書を策定し、公表（直近の公表は昨年3月）

【セルフチェックリストへの対応状況】

	令和8年1月19日時点	【参考】 令和7年3月14日時点	【参考】 令和6年2月14日時点
対応済み	123	122	119
対応予定	0	1	4
－（対象外）	8	8	8

→本更新をもって、対象となる全項目について「対応済み」となり、
指針に基づく適切なガバナンス体制のもと、大会準備・運営を進めることができたことを確認

2 主な更新内容

■ 「対応予定」から「対応済」となった項目 ※変更箇所は赤字下線

原則 5-4	大会ボランティアなど役職員以外の関係者に対してもコンプライアンス教育を実施しているか。	・コンプライアンス規程において、大会ボランティアなど役職員等以外の関係者への対応について規定 <u>し、職務内容及び属性等に応じて適切に実施</u>
-----------	---	--

■ その他

- ・令和7年3月の新たな業務執行理事選任、4月の理事選任に伴う更新（原則2-2、2-4、2-6、2-8、2-13）
- ・令和7年8月の財政計画更新に伴う更新（原則1-10～11）
- ・大会終了後における経費の執行状況の公表について更新（原則1-10）
- ・年度ごとに作成するものに関する時点更新（原則1-12、4-2、5-1、7-3）
- ・実績等の時点更新（原則4-1、5-2、6-2、6-7）
- ・その他、当法人WEBサイトの移転に伴う、掲載先URL更新 等

3 参考

【スポーツ庁セルフチェックリスト 自己説明項目】

- 原則 1 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである
- 原則 2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである
- 原則 3 組織運営等に必要な規程を整備すべきである
- 原則 4 コンプライアンス委員会を設置すべきである
- 原則 5 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである
- 原則 6 法務、会計等の体制を構築すべきである
- 原則 7 適切な情報開示を行うべきである
- 原則 8 利益相反を適切に管理すべきである
- 原則 9 通報制度を構築すべきである
- 原則10 懲罰制度を構築すべきである
- 原則11 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである

東京2025世界陸上財団におけるガバナンスの確保について
(スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況)

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの（今後対応を継続するものを含む）

対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの

(現在対応方針を検討中であり、今後対応を行う予定のものを含む)

指針		スポーツ庁セルフチェックリスト	対応状況	対応内容
原則1	組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	1 大会の成功に向けたミッション・ビジョン及び団体として備えるべきガバナンスや事業に関する基本計画を策定するとともに、大会を通じて達成すべき目標を明確にした上で、これらを公表しているか。	対応済	・「世界最高峰の大会に直接触れる機会」「東京ブランドの発信」等、東京の発展に寄与する観点を盛り込んだ大会開催ビジョンを策定するとともに、ビジョンを踏まえた開催基本計画を策定（理事会決議、令和5年11月）し、関係者等と連携して東京の発展に資する取組を具体化 ・開催基本計画はホームページで公表 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/event-info/basic-plan-for-tokyo-25.html
		2 大会の実施までの時間的制約や組織委員会等の財政的制約により計画通り運用できない事態が生じた場合等の見直しの判断基準や大会の実施運営に当たっての優先順位等を定めた行動理念や行動指針をあらかじめ策定しているか。	対応済	・大会の準備・運営に関する協定書において、大会に関する重要な事項については、関係者間で誠実協議の上で対応する旨を規定。 ・法人の業務執行の決定を担う理事会を適宜開催しており、計画通り運用できない事態が生じた場合等においても協議する体制を構築済み。
		3 策定・明確化したミッション・ビジョン、基本計画及び大会を通じて達成すべき目標、行動理念や行動指針については、組織委員会等の構成員や関係者等の全員の共通目標となるよう、定期的に共有・周知しているか。	対応済	・東京の発展に寄与する観点を盛り込んだ大会開催ビジョンを策定するとともに、ビジョンを踏まえた開催基本計画を策定（理事会決議、令和5年11月）し、財団構成員に広く共有・周知 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/event-info/basic-plan-for-tokyo-25.html
		4 組織委員会等の設立前にマーケティング業務の方針を定めることが必要となる場合には、設立準備委員会において、当該方針をあらかじめ策定するとともに、組織委員会等設立後、速やかに理事会にて当該方針を決定しているか。	対応済	・設立時理事会において「スポンサー確保では、公募など透明性の高い手法を検討」する旨を決定し公表（令和5年6月） https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/assets.aws.worldathletics.org/document/652f9f069a7538de65712076.pdf ・第6回理事会において「スポンサーシップ販売方針」の策定について決定し、公表（令和5年12月） https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/assets.aws.worldathletics.org/document/658a87ea2d3b32ffe7be2242.pdf
		5 組織運営の強化に関する人材の採用及び教育に関する計画を策定し公表しているか。	対応済	・開催基本計画において、人材の採用及び教育について記載し、公表（令和5年11月） https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/event-info/basic-plan-for-tokyo-25.html ・人材の採用及び教育に関する方針を策定、公表（令和6年2月）
		6 組織委員会等の設立前に人材の採用・配置の方針を定めることが必要となる場合には、設立準備委員会において、当該方針をあらかじめ策定するとともに、組織委員会等設立後、速やかに理事会にて当該方針を決定しているか。	対応済	・開催基本計画において、人材の採用及び教育について記載し、公表（令和5年11月） https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/event-info/basic-plan-for-tokyo-25.html ・人材の採用及び教育に関する方針を策定、公表（令和6年2月）
		7 構成員に大会のステークホルダーである民間企業からの出向者等が多く含まれる場合には、当該出向者の具体的な人事配置につき、組織委員会等の特徴を踏まえた検討を行っているか。	対応済	・直接雇用等を活用し、民間企業等からの出向受入れに頼らない形で専門性を有する人材を確保 ・高度人材受入制度を構築し、受入れに伴う配置のルールや利益相反管理について記載した高度人材受入れに関する取扱いを策定、公表（令和6年12月）
		8 ガバナンス及びコンプライアンスに係る知見を有する人材の採用をしているか。（NFコード）	対応済	・財団にガバナンス及びコンプライアンスに係る業務執行理事を置くとともに、財団職員としての行動規範等に理解がある、開催準備・大会運営に必要な人材を適切なプロセスにより確保することを開催基本計画に記載、公表（令和5年11月） https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/event-info/basic-plan-for-tokyo-25.html
		9 財務数値の適正性を確保しているか。	対応済	・業務執行の過程で適切に経費を精査するとともに、監事・会計監査人等と連携した監査体制により、収入・支出の適正性を確保
		10 大会経費のうち、組織委員会等が直接拠出する民間資金に係る経費の総額を公表しているか。大会経費のうち、公的資金による援助に係る経費の総額を公表しているか。大会終了後に、これらの経費の執行状況を公表しているか。	対応済	・大会財政計画として公表（令和5年12月） ・大会前の最終計画として財政計画を更新（令和7年8月） ・大会収支の見通しについて公表予定（令和8年1月） ※最終的な大会収支については、別途公表予定 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/assets.aws.worldathletics.org/document/68ac22632e004ec1471d1663.pdf
		11 大会開催に係る収支に関する計画を策定し公表しているか。	対応済	・大会全体の収支計画を示す大会の財政計画を令和5年12月に公表 ・大会前の最終計画として財政計画を更新（令和7年8月） https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/assets.aws.worldathletics.org/document/68ac22632e004ec1471d1663.pdf
		12 事業年度毎の詳細な計画を策定しているか。	対応済	・2025年度事業計画及び収支予算書を策定（理事会決議）し、公表（令和7年3月） https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/assets.aws.worldathletics.org/document/67e396ec1b3eddbda6a363c00.pdf

東京2025世界陸上財団におけるガバナンスの確保について
(スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況)

【凡例】
対応済：既に対応が完了しているもの（今後対応を継続するものを含む）
対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの
(現在対応方針を検討中であり、今後対応を行う予定のものを含む)

指針			スポーツ庁セルフチェックリスト	対応状況	対応内容
		13	計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っているか。（NFコード）	対応済	・理事会の中で役員との意見交換を実施し、そこでの意見を計画に反映するとともに、各部署の職員から聴取した意見を計画に反映させたうえで、理事会で決定し、公表 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/event-info/basic-plan-for-tokyo-25.html
		14	各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に把握・分析し、目標等の修正、方策の改善をしているか。（NFコード）	対応済	・開催基本計画の実施状況等は、定期的に進捗管理の上、把握・分析等を実施
原則2	適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	1	役員及び評議員の構成等における多様性は図られているか。多様性の確保を図るために、具体的な方策を講じているか。	対応済	・競技運営、国際スポーツ大会、ガバナンス・コンプライアンス等に関する知見を有する人材で構成
		2	外部理事（※組織委員会等においては、専門的知見（例えば、法務、会計、ビジネス等）による貢献を期待して任用された理事を指す。）の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じているか。（NFコード） (現在の人数) ・理事の総数 人 うち外部理事 人（%） うち女性理事 人（%）	対応済	・役員等の選任に係る考え方や基本方針、役員等に求められる資質、男女双方の割合を40%以上、外部理事の割合を25%以上とすることなどを定める「設立時 役員等選任方針」を策定 ・「公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員等選任方針」を策定（令和6年5月） ・役員等の選任理由等に関する情報を公表（令和5年6月、令和6年5月、令和7年4月） https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/assets.aws.worldathletics.org/document/67072ba9790d53b60f7abc7f.pdf https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/assets.aws.worldathletics.org/document/6659562d3e1b6a6ac7eaace2.pdf https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/assets.aws.worldathletics.org/document/680eff4a9c6e0155a454e2ef.pdf ・外部理事、女性理事の目標割合を達成 (現在の人数) ・理事の総数10人 うち外部理事5人（50%） うち女性理事4人（40%）
		3	女性理事について、外部理事についてのみ女性を任用するのではなく、外部理事以外の理事についても女性を任用しているか。（NFコード）	対応済	・内部理事においても女性を任用（2名）
		4	業務執行理事に女性を任用しているか。（NFコード）	対応済	・業務執行理事として設置している、コンプライアンス担当理事、ガバナンス担当理事、セーフガーディング担当理事、広報・PR担当理事にそれぞれ女性理事を任用
		5	評議員会を置くNFにおいては、外部評議員（※組織委員会等においては、専門的知見（例えば、法務、会計、ビジネス等）による貢献を期待して任用された評議員を指す。）及び女性評議員の目標割合をそれぞれ設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じているか。（NFコード）	対応済	・「設立時 役員等選任方針」及び「公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員等選任方針」において、外部役員等の割合を25%以上、男女双方とも役員等の割合を40%以上の目標を設定 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/assets.aws.worldathletics.org/document/67072ba9790d53b60f7abc7f.pdf https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/assets.aws.worldathletics.org/document/6659562d3e1b6a6ac7eaace2.pdf ・評議員は3名とも外部から任用し、3名中2名が女性評議員
		6	理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図っているか。	対応済	・理事会は「設立時 役員等選任方針」及び「公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員等選任方針」に基づき、必要不可欠かつコンパクトで機能する規模により運営 ・【役員等規模】理事10名、監事2名、評議員3名 ※コンプライアンス担当理事、ガバナンス担当理事、セーフガーディング担当理事、広報・PR担当理事を設置 ・各方針において、役員等に共通して求められる資質として、コンプライアンス意識が高く、風通しの良い健全な組織風土の形成に理解があることを規定し、候補者を選任 ・役員等が、法令等の遵守はもとより公正で責任ある行動をとるよう「役員等行動規範」を策定し、公表（令和5年6月） ・役員等行動規範をはじめ、法令並びに定款、当財団各種規程等を遵守し、公正かつ誠実に職務を全うすることの誓約書を策定し、公表（令和5年6月） https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html ・就任時に役員等から誓約書を徴取 ・理事等に対し、理事会資料を早期に送付し、事前説明を徹底するなど、議論の質の向上を図る取組を実施
		7	理事会とは別に会議体を設置し、理事会の諮問機関に位置づける体制を採用する場合には、理事会とは別に設置した会議体が実質的に理事会としての機能や権限を持ち、又は、当該会議体が実質的に理事会を掌握しているといった事態が生じないよう、留意しているか。	—	・財団では理事会とは別の諮問機関を設置する予定はないため
		8	理事の就任時の年齢に制限を設けているか。（NFコード）	—	・多様な価値観や発想を大会運営に反映させる観点から、適切に選考年齢構成（30代1人、40代1人、50代4人、60代4人） (就任時：令和5年6月、令和6年5月、令和7年4月)
		9	理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けているか。（NFコード）	—	・財団は大会準備・運営のための組織であり、10年を超える組織存続を想定していないため

東京2025世界陸上財団におけるガバナンスの確保について
(スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況)

【凡例】
対応済：既に対応が完了しているもの（今後対応を継続するものを含む）
対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの
(現在対応方針を検討中であり、今後対応を行う予定のものを含む)

指針			スポーツ庁セルフチェックリスト	対応状況	対応内容
		10	独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置しているか。	対応済	・財団設立に当たっては、外部有識者を含む委員で構成する「2025年世界陸上競技選手権大会開催に係る大会運営組織設立時役員等候補者選考委員会」を設置 ・理事の退任意向を受けて新たに役員を選任するため、令和6年4月の評議員会において、弁護士や公認会計士などで構成した「公益財団法人東京2025世界陸上財団役員等候補者選考委員会」を財団に設置 ・競技運営、国際スポーツ大会、ガバナンス・コンプライアンス等に関する知見を有する、外部有識者を含む人材で構成
		11	役員選考委員会において、選考に当たり求められる役員としての資質等を明確にし、選考過程における公平性及び公正性を確保しているか。	対応済	・財団設立に当たっては、外部有識者を含む委員で構成する「2025年世界陸上競技選手権大会開催に係る大会運営組織設立時役員等候補者選考委員会」を設置 ・理事の退任意向を受けて新たに役員を選任するため、令和6年4月の評議員会において、弁護士や公認会計士などで構成した「公益財団法人東京2025世界陸上財団役員等候補者選考委員会」を財団に設置 ・競技運営、国際スポーツ大会、ガバナンス・コンプライアンス等に関する知見を有する、外部有識者を含む人材で構成
		12	役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定が理事会等のほかの機関から独立して行われているか。（NFコード）	対応済	・財団設立に当たっては、外部有識者を含む委員で構成する「2025年世界陸上競技選手権大会開催に係る大会運営組織設立時役員等候補者選考委員会」を設置 ・理事の退任意向を受けて新たに役員を選任するため、令和6年4月の評議員会において、弁護士や公認会計士などで構成した「公益財団法人東京2025世界陸上財団役員等候補者選考委員会」を財団に設置 ・競技運営、国際スポーツ大会、ガバナンス・コンプライアンス等に関する知見を有する、外部有識者を含む人材で構成
		13	役員候補者選考委員会の構成員には、役員構成における多様性の確保に留意して役員候補者を選考する観点から、有識者、女性委員を複数名配置しているか。（NFコード）	対応済	・財団設立に当たっては、外部有識者を含む委員で構成する「2025年世界陸上競技選手権大会開催に係る大会運営組織設立時役員等候補者選考委員会」を設置 ・理事の退任意向を受けて新たに役員を選任するため、令和6年4月の評議員会において、弁護士や公認会計士などで構成した「公益財団法人東京2025世界陸上財団役員等候補者選考委員会」を財団に設置 ・競技運営、国際スポーツ大会、ガバナンス・コンプライアンス等に関する知見を有する、外部有識者を含む人材で構成 (女性委員を4名配置)
原則3	組織運営等に必要な規程を整備すべきである	1	組織委員会等及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備しているか。	対応済	・コンプライアンス規程等の各種規程を策定 ・役員等が、法令等の遵守はもとより公正で責任ある行動をとるよう「役員等行動規範」を策定し、公表（令和5年6月） https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html
		2	組織委員会等の役職員を公務員とみなす旨の法令が存在する場合には、接待贈答を受ける場合の手続に関する規程を整備しているか。	—	・財団の役職員はみなし公務員に該当しないものの、着任時において、特定の者への利益供与は一切行わず、また、特定の者からの利益供与は一切受けないことを明記した「東京2025世界陸上財団役員等行動規範」及び「東京2025世界陸上財団職員行動規範」を遵守することを誓約 ・「利害関係者との接触に関する指針」を策定
		3	組織の意思決定が様々な会議体によってなされるために、適切な権限委譲や業務執行プロセス等について必要な規程を整備しているか。	対応済	・理事会運営規程及び事務局規程等で意思決定の権限や手続きを整備 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html
		4	スポンサー獲得その他のマーケティング業務に関し、スポンサーの選定方針やスポンサーの決定権限の所在等について、理事会の決定に基づいて必要な規程を整備し、当該規程に基づいた透明性のある運用がなされているか。	対応済	・設立時理事会において「スポンサー確保では、公募など透明性の高い手法を検討」する旨決定し、公表（令和5年6月） https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/assets.aws.worldathletics.org/document/652f9f069a7538de65712076.pdf ・第6回理事会において「スポンサーシップ販売方針」の策定について決定し、公表（令和5年12月） https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/assets.aws.worldathletics.org/document/658a87ea2d3b32ffe7be2242.pdf
		5	設立準備委員会においてマーケティング業務に係る方針を策定する場合には、マーケティング業務を広告代理店等の第三者に委託をするか否かやその委託の在り方についても、当該方針において定めているか。	対応済	・設立時理事会において「スポンサー確保では、公募など透明性の高い手法を検討」する旨を決定し、公表（令和5年6月） https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/assets.aws.worldathletics.org/document/652f9f069a7538de65712076.pdf ・第6回理事会において「スポンサーシップ販売方針」の策定について決定し公表（令和5年12月） https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/assets.aws.worldathletics.org/document/658a87ea2d3b32ffe7be2242.pdf
		6	マーケティング業務を第三者に委託する場合には、組織委員会等にて第三者の選考が適切公正に行われるための仕組みを定めているか。第三者に対する委託業務の範囲を明確にし、当該第三者と組織委員会等のマーケティング部局との役割分担を明確に整理しているか。	—	財団においては、マーケティング業務は第三者に委託せず、財団職員が直接行う。
		7	マーケティング業務を第三者に委託する場合には、第三者との業務委託契約において、スポンサー候補及び選定プロセスに関する第三者の報告義務を定めているか。当該契約の中で、選定プロセスにおいて組織委員会等がその意向を反映させるとともに第三者を監督する権限をもつことを明示しているか。	—	財団においては、マーケティング業務は第三者に委託せず、財団職員が直接行う。

東京2025世界陸上財団におけるガバナンスの確保について
(スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況)

【凡例】
対応済：既に対応が完了しているもの（今後対応を継続するものを含む）
対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの
(現在対応方針を検討中であり、今後対応を行う予定のものを含む)

指針			スポーツ庁セルフチェックリスト	対応状況	対応内容
		8	マーケティング業務を第三者に委託する場合には、委託の方式につき、マーケティング収入金額の最低保証の有無、各スポンサーのスポンサーカテゴリーの調整、アクティベーションの対応等の事情を考慮した上で、大会の成功に向けて当該組織委員会等が最もメリットを享受できる方式となるよう、慎重な検討を行っているか。	－	財団においては、マーケティング業務は第三者に委託せず、財団職員が直接行う。
			9	選択した方式の採用について、検討経緯や選択した理由等を対外的に公表しているか。	対応済 ・第6回理事会（令和5年12月）において「スポンサーシップ販売方針」の策定について決定し、公表。また、スポンサーシップの販売における透明性・公正性を担保するために、同理事会において「スポンサーシップ販売における企業対応指針」の策定について決定し、公表 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/assets.aws.worldathletics.org/document/658a87ea2d3b32ffe7be2242.pdf
			10	調達に関し、各種法令等に抵触しないこととともに、適切に利益相反を管理できる調達の仕組みを構築しているか。組織委員会等における調達の特殊性（競技大会の実施に向けて期限の遅れなく短期間に必要な調達を全て実行しなければならないこと）を考慮した上で、調達の仕組みを構築しているか。	対応済 ・利益相反の該当性がある契約・調達案件について、外部有識者（弁護士及び公認会計士）等で構成される第三者審査委員会にて契約締結の妥当性を審査する仕組みを構築 ・財務規程、契約・調達委員会設置要綱及び契約・調達案件等に係る理事会への付議基準を策定 ・工事、設備、物品、役務等の契約・調達業務が円滑かつ合理的に行われるため、これらに関する手続きを定める契約・調達規則及び契約・調達細則を策定 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships-tokyo25/about-us/regulations.html ・契約・調達行為の公正性、経済性及び透明性の確保を図るため、外部委員（弁護士、公認会計士）が参画する「契約・調達委員会」を財団内部に設置し、重要な契約・調達案件を審査 ・上記の審査後に、同様の契約・調達案件について、財団外部からの重層的なチェック（効率的な予算執行の確認を含む）を実施するために、外部委員（弁護士、公認会計士）が参画する「契約・調達管理会議」を東京都・財団・日本陸上競技連盟で共同設置
			11	その他組織運営に必要な規程を整備しているか。（NFコード）	対応済 ・財務規程、就業規程及び職員給与規程等組織運営に必要な規程を整備 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships-tokyo25/about-us/regulations.html
			12	法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか。（NFコード）	対応済 ・財務規程、就業規程及び職員給与規程等組織運営に必要な規程を整備 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships-tokyo25/about-us/regulations.html
			13	法人の業務に関する規程を整備しているか。（NFコード）	対応済 ・財務規程、就業規程及び職員給与規程等組織運営に必要な規程を整備 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships-tokyo25/about-us/regulations.html
			14	法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか。（NFコード）	対応済 ・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程及び職員給与規程等を整備 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships-tokyo25/about-us/regulations.html
			15	法人の財産に関する規程を整備しているか。（NFコード）	対応済 ・財務規程、財産管理処分規程を整備 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships-tokyo25/about-us/regulations.html
			16	財政的基盤を整えるための規程を整備しているか。（NFコード）	対応済 ・財務規程等を整備 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships-tokyo25/about-us/regulations.html
			17	役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有しているか。（NFコード）	対応済 ・財団の役員については「設立時 役員等選任方針」及び「公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員等選任方針」において、役員等に共通して求められる資質として、関係法令等に理解がありコンプライアンス意識が高いことなどを規定し、弁護士や公認会計士等、法律、会計等の実務に関する豊富な知識と経験を有している候補者を選任。また、幹部職員には豊富なマネジメント経験を有する都職員を派遣 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/assets.aws.worldathletics.org/document/67072ba9790d53b60f7abc7f.pdf https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/assets.aws.worldathletics.org/document/6659562d3e1b6a6ac7eaace2.pdf ・研修等を通して職員のガバナンス、コンプライアンスについての理解を促進 ・法律事務所と契約し、法的見地から弁護士の支援を受けることができる体制を整備
			18	相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保しているか。（NFコード）	対応済 ・法律事務所と契約し、法的見地から弁護士の支援を受けることができる体制を整備 ・法律事務所による公益通報に係る外部窓口を設置し、公益通報を受け付ける体制を構築

東京2025世界陸上財団におけるガバナンスの確保について
(スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況)

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの（今後対応を継続するものを含む）
対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの
(現在対応方針を検討中であり、今後対応を行う予定のものを含む)

指針			スポーツ庁セルフチェックリスト	対応状況	対応内容
原則4	コンプライアンス委員会を設置すべきである	1	コンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催しているか。	対応済	・コンプライアンス規程を策定 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html ・毎年度、コンプライアンス推進計画を策定し、コンプライアンス委員会を開催 (令和5年度：9月、12月、2月 令和6年度：7月、3月 令和7年度：6月、1月)
		2	コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践しているか。	対応済	・コンプライアンス委員会の職務（役割・権限事項）をコンプライアンス規程に明記 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html ・コンプライアンス基本方針及び令和7年度コンプライアンス推進計画を策定（推進計画は年度ごとに内容を見直し）
		3	コンプライアンス委員会規程を作成し、その権限及び役割を明確にするとともに、必要な情報が集まる仕組みを構築しているか。	対応済	・コンプライアンス委員会の職務（役割・権限事項）をコンプライアンス規程に明記 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html ・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス強化のため、意見交換を実施するなど、監査室と密に連携し、情報共有等を実施
		4	コンプライアンス委員会の運営内容について、理事会に報告され、その監督を受けるとともに、コンプライアンス委員会からも、理事会等の意思決定機関に対して定期的に助言や提言を行うことができる仕組みを設けているか。（NFコード）	対応済	・コンプライアンス委員会の運営内容は会長に報告し、理事会に対して助言・提言を行う仕組みを構築
		5	コンプライアンス委員会の構成員に組織委員会等の実情や、スポーツや大規模な競技大会の持つ意義を十分に理解した有識者を配置しているか。	対応済	・コンプライアンス委員会は、財団の実情及びスポーツや大規模な競技大会の持つ意義を十分に理解した有識者（コンプライアンス担当理事）及び管理職で構成
		6	コンプライアンス委員会の構成員に、少なくとも1名以上は弁護士及び女性委員を配置しているか。	対応済	・コンプライアンス委員会の委員長として、弁護士かつ女性であるコンプライアンス担当理事を配置 ・その他、コンプライアンス委員会の構成員に女性委員を複数配置
原則5	コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	1	コンプライアンス教育の対象となる役職員等の立場や属性に応じて、実践的な内容で継続的・計画的にコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスに関して役職員が共通認識を持つことができる仕組みを構築しているか。	対応済	・コンプライアンス基本方針を策定 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html ・令和7年度コンプライアンス推進計画を策定 https://assets.aws.worldathletics.org/document/6853587dc85cdb14db659f3c.pdf?_gl=1*cqwhmo*_gcl_au*MTItMTcwMzUzMi4xZU2MDgxMzk5*_ga*OTAyMjg3ODMwLjE3MzdlOTgwMTQ*_ga_7FE9YV46NW*cc3NTg0MjE1MDYkbgz40CzRnMSR0MTclODQyMzlyNCRqMjMkbDAkaDA ・役職員等に対して、着任時及び年1回のコンプライアンス研修を実施 ・四半期ごとのチェックシートによるコンプライアンス遵守状況の確認を求め、理解促進及びコンプライアンス気運を醸成
		2	以下の内容を含む役員向けのコンプライアンス教育を実施しているか。 ①組織委員会等に適用される関係法令について ②組織委員会等がその組織運営のために整備している規程について ③不正行為の防止について ④大会運営等における選手等の安全確保について（NFコード） ⑤利益相反について（組織委員会等が定める利益相反管理のための規程に基づき、利益相反取引に該当する取引類型や必要な手続等を内容とする。） ⑥（組織委員会等の役職員を公務員とみなす旨の法令が存在する場合）収賄の防止について ⑦調達過程における不当な取引制限等の競争法違反事案の発生防止について、（別途「入札に関するガイドライン」や「談合を誘発しないためのマニュアル」等を作成し、それらを内容とする。）	対応済	・財団に適用される関係法令（①）及び規程類（②）、コンプライアンス推進の取組（③）、汚職・非行行為の防止（③）、セーフガーディング（④）、利益相反問題の防止（⑤）、不当な取引等の防止（⑦）等に関する研修資料を作成し、役職員等に対する研修を実施（⑥）について、財団の役職員はみなし公務員に該当しないものの、研修の中で併せて実施。）
		3	上記の内容を含む職員向けのコンプライアンス教育を実施しているか。	対応済	・財団に適用される関係法令及び規程類、コンプライアンス推進の取組、汚職・非行行為の防止、利益相反問題の防止等に関する研修資料を作成し、役職員等に対する研修を実施
		4	大会ボランティアなど役職員以外の関係者に対してもコンプライアンス教育を実施しているか。	対応済	・コンプライアンス規程において、大会ボランティアなど役職員等以外の関係者への対応について規定し、職務内容及び属性等に応じて適切に実施 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html
		5	役職員や関係者の着任時のみならず、在任中少なくとも年に1回以上、人材の採用スケジュールや組織規模等も考慮しながら、適切な方法により、コンプライアンス教育を実施しているか。	対応済	・役職員等に対して、着任時及び年1回のコンプライアンス研修を実施 ・四半期ごとのチェックシートによるコンプライアンス遵守状況の確認を求め、理解促進及びコンプライアンス気運を醸成
		6	対象スポーツの競技特性や競技環境等を踏まえて、研修資料や普及啓発のためのパンフレット等を作成しているか。（NFコード）	—	・日本陸上競技連盟において、陸上競技の競技特性や競技環境等を踏まえた研修等を実施

東京2025世界陸上財団におけるガバナンスの確保について
(スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況)

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの（今後対応を継続するものを含む）
対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの
(現在対応方針を検討中であり、今後対応を行う予定のものを含む)

指針		スポーツ庁セルフチェックリスト	対応状況	対応内容
原則6	法務、会計等の体制を構築すべきである	1 組織委員会等の特殊性や大規模な競技大会の開催実務にも精通した、法律、税務、会計等の専門家を選定し、そのサポートを日常的に受けることができる体制を構築しているか。	対応済	・法律事務所と契約し、弁護士への相談体制を構築 ・税理士法人・公認会計士が財団の会計業務等を支援
		2 組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っているか。	対応済	・サポートが必要な内容を事前に洗い出した上で、随時相談できる仕組みを構築 ・契約更新時に必要なサポート内容等について検証を行った。
		3 計算書類や組織運営規程等の各種書面の作成作業の補助や有効性・妥当性のチェックに際して、外部の専門家を積極的に活用しているか。	対応済	・法律事務所と契約し、弁護士への相談体制を構築 ・税理士法人・公認会計士が財団の会計業務等を支援
		4 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	対応済	・財務規程、契約・調達委員会設置要綱及び契約・調達案件に係る理事会への付議基準を策定 ・工事、設備、物品、役務等の契約・調達業務が円滑かつ合理的に行われるため、これらに関する手続きを定める契約・調達規則及び契約・調達細則を策定 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html ・契約・調達行為の公正性、経済性及び透明性の確保を図るため、外部委員（弁護士、公認会計士）が参画する「契約・調達委員会」を財団内部に設置し、重要な契約・調達案件を審査 ・上記の審査後に、同様の契約・調達案件について、財団外部からの重層的なチェック（効率的な予算執行の確認を含む）を実施するために、外部委員（弁護士、公認会計士）が参画する「契約・調達管理会議」を東京都・財団・日本陸上競技連盟で共同設置
		5 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立しているか。	対応済	・財務規程、財産管理処分規程等を整備し、これら規程に則って業務を遂行の上、会計監査人による財務諸表監査及び監事監査を行い、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html
		6 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成しているか。	対応済	・監事が、理事の職務執行を適法性及び妥当性の観点から監査するとともに、会計監査人が、各事業年度の計算書類等の会計監査を行い、各々が監査報告書を作成・公表 ・監査室においても、職員の職務執行を対象に内部監査を実施するとともに、監事・会計監査人と密に連携した三様監査体制を構築し、監査機能を強化 ・四半期に一度、監事、会計監査人及び監査室でリスク認識や監査状況等について三様監査意見交換会を実施 ・監事、会計監査人及び監査室の三者がそれぞれリスクを評価し、リスクが高いと想定される事項を優先して監査を実施
		7 監視機能の強化のための方策として、内部の組織である内部監査部署（内部監査室等）に加え、会計監査人を置いているか。	対応済	・第1回理事会で「監査室設置規程」を付議し、財団に内部監査の専管組織（監査室）を設置 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html ・会計監査人を評議員会で選任し、会計監査人による財務諸表等監査を実施
		8 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置しているか。（NFコード）	対応済	・公認会計士・弁護士等の有識者を監事として選任
		9 監事等の職務を補助すべき職員を置いているか。（NFコード）	対応済	・監査室に監事の補助をするための職員を配置
		10 監事等が理事等の経営陣から独立して各種専門家に相談できる体制を構築しているか。（NFコード）	対応済	・監事は法曹等の資格を有しており、その上で、会計監査人と連携することと定め、専門家と協議出来る体制を構築
		11 内部監査を職掌とする部署、会計監査人及び理事等の役員と監事との間における日常的な情報共有・連携体制の構築に重点的に取り組んでいるか。	対応済	・監査室を中心に、監事・会計監査人が密に連携した三様監査体制を構築し、監査機能を強化 ・四半期に一度、監事、会計監査人及び監査室でリスク認識や監査状況等について三様監査意見交換会を実施
		12 公的資金の利用に関し、自らの団体が遵守義務を負う法令・ガイドライン等の洗い出しを行い、遵守しているか。	対応済	・公的資金を利用するにあたり、「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」などのガイドラインや関係法令等を遵守し、適正に利用している。
		13 法令・ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう、財務会計方針、手続等の運用規程を定め、的確に運用しているか。	対応済	・財務規程等を整備し、適切に運用 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html
		14 収入財源の確保、支出財源の特定、予算の執行、事業計画の策定及び遂行等の各種手続を適切に実施しているか。	対応済	・収支計画、事業計画を策定するとともに、区分経理・財源管理を実施 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/assets.aws.worldathletics.org/document/652f87eab65d4f14bcb72a90.pdf

東京2025世界陸上財団におけるガバナンスの確保について
(スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況)

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの（今後対応を継続するものを含む）
対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの
(現在対応方針を検討中であり、今後対応を行う予定のものを含む)

指針			スポーツ庁セルフチェックリスト	対応状況	対応内容
原則7	適切な情報開示を行うべきである	1	財務情報等について、法令に基づく開示を行っているか。	対応済	・法令に基づく開示を実施
		2	法令に基づいて開示が求められる情報以外にも、主体的かつ積極的な情報開示を行っているか。	対応済	・法令に基づき開示が求められる情報以外にも主体的に開示（理事会議事録、契約情報等） https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/board-meeting.html
		3	本指針の遵守状況に関する情報等を開示しているか。	対応済	・本指針の遵守状況について、コンプライアンス委員会による審査を経て公表（令和8年1月）
		4	情報開示の前提として、組織委員会等自身において、業務委託先や関係ステークホルダーから直接に、大会の準備及び運営に必要な情報を適切に収集、把握するよう努めているか。	対応済	・各種会議等を通じて、関係団体等から適宜必要な情報を収集 ・委託契約書において、財団（委託者）が必要と認める場合には、契約の履行状況等の報告を求めることができる旨を記載し、適宜必要な情報を収集
		5	原則8に定める利益相反ポリシー、原則10に定める懲罰制度に関する規程及び処分結果等（プライバシー情報は除く。）を開示しているか。（NFコード）	対応済	・利益相反管理規程、役員等懲罰規程、職員懲罰規程を公表（令和5年7月） https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html ・懲罰処分については、懲罰公表基準に基づき、案件が生じた際に速やかに処分結果等を公表予定
		6	公益法人認定法に基づき、公益法人が事務所に備え置き、何人も閲覧等を請求できるとされている書類について、主体的に開示しているか。（NFコード）	対応済	・公益法人認定法に基づき事務所に備え置くべき書類について、請求があった際には閲覧可能となるよう整備するとともに、開示可能な書類時については主体的に順次公表 ・都の条例に準じて、情報公開規程を策定 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html ・非開示の場合は非開示理由を記載するよう規定 ・ガバナンス担当理事及び外部有識者から構成される第三者審査委員会において、開示請求に係る非開示情報の業務の妥当性を審査できる仕組みを構築
		7	組織委員会等のウェブサイト等において情報を開示しているか。（NFコード）	対応済	・ホームページにて大会情報や法人に関する情報等を公開 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us.html
原則8	利益相反を適切に管理すべきである	1	役職員等の関連当事者と組織委員会等との間に生じ得る利益相反に係る管理の仕組みや体制を適切に構築しているか。	対応済	・公平性・公正性を確保するため利益相反管理規程を策定し、利益相反取引等の適用対象者、基本原則及び管理体制等について規定 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html ・役職員から着任時に利益相反に関する自己申告書を徴取 ・役職員に対してコンプライアンス研修を実施するとともに、四半期ごとに利益相反管理チェックシートにより遵守状況を確認 ・ガバナンス担当理事及び外部有識者で構成される第三者審査委員会において、利益相反取引等に該当するおそれがある場合等は、当該案件の適正性等を審査
		2	組織委員会等の機関において利益相反取引を承認する場合には、その取引についての重要な事実の開示、取引の公正性を示す証拠の有無、内容、議論の経過、承認の理由・合理性等につき、会議体の議事録に詳細に記載し、意思決定の透明性を確保しているか。	対応済	・利益相反取引等に該当するおそれがある場合等は、第三者審査委員会に付議し、当該案件の適正性等を審査し、案件の経過を記録するなど意思決定の透明性を確保 ・役員における利益相反取引の場合は、理事会運営規程に基づき、理事会における承認が必要
		3	利益相反取引に該当するおそれのある取引については、実務上の不都合がない場合は、入札方式等、公正な方法により契約しているか。	対応済	・利益相反取引等に該当するおそれのある取引の場合等は、実務上の不都合がない場合は、競争入札等、公正な方法により契約 ・利益相反取引等に該当するおそれがある場合等において、契約の必要がある場合については、第三者審査委員会に付議し、当該案件の適正性等を審査の上、当該委員会の審査・答申内容に基づき公正な方法により手続きを実施
		4	随意契約による場合においても、相見積りの取得等、公正な契約であることを証明できる資料を残しているか。	対応済	・随意契約による場合、複数事業者による見積りが必要な複数見積契約の実施（少額契約除く）を定めており、財務規程や契約・調達規則等に基づき、公正な契約を実施するとともに、公正な契約であることを証明できる資料を残している
		5	利益相反管理委員会等、理事会から独立した機関を設置し、必要な情報収集を行い個別具体的な利益相反行為の取扱いについて判断しているか。	対応済	・理事会等から独立した第三者審査委員会を設置 ・契約・調達や職員採用等の実施に当たって利益相反の該当性がある場合、第三者審査委員会が必要な調査等を行い、適正性等を審査
		6	重要な契約（金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。）については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っているか。（NFコード）	対応済	・重要な契約については、財団内に設置した契約・調達委員会（外部委員含む）並びに、東京都・財団・日本陸上競技連盟の3者で共同設置した契約・調達管理会議（外部委員含む）において、重層的に契約の適正性等を審査する仕組みを構築
		7	定款や利益相反に関する規程において、理事の利益相反取引を適切に管理する条項、利益相反取引を実施する場合の議決方法に関する条項、利益相反に該当するおそれがある場合の申告及び承認後の報告に関する条項等の必要な規定を設けているか。（NFコード）	対応済	・理事会運営規程、利益相反管理規程で各事項を規定 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html

東京2025世界陸上財団におけるガバナンスの確保について
(スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況)

【凡例】
対応済：既に対応が完了しているもの（今後対応を継続するものを含む）
対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの
(現在対応方針を検討中であり、今後対応を行う予定のものを含む)

指針			スポーツ庁セルフチェックリスト	対応状況	対応内容
		8	利益相反ポリシーを作成しているか。	対応済	・利益相反管理規程を策定 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html
		9	利益相反ポリシーの作成に当たっては、どのような取引が利益相反関係に該当するのか（利益相反取引該当性）、どのような価値判断に基づいて利益相反取引の妥当性を検討すべきか（利益相反の承認における判断基準）について基準を定め、客観性・透明性のある手続を確保しているか。	対応済	・利益相反管理規程にて利益相反取引等の判断基準及び手続を規定 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html
		10	利益相反取引該当性を定めるに当たっては、法令上も利益相反に該当する基準に加えて、組織委員会等において想定される「利益相反の関係」を有する者（関連当事者）についても実情に照らし適切に該当範囲に含めているか。	対応済	・利益相反管理規程にて規定する範囲のほか、利益相反取引の該当となる取引相手の該当範囲を細則にて「役員等が所属する他の企業・団体、役員等の近親者、役員等が個人的に利害関係を有する取引先」と規定 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html
原則9	通報制度を構築すべきである	1	独立した通報窓口を設置しているか。	対応済	・公益通報処理要綱を策定し、通報者保護について規定 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html ・内部通報窓口に加え、法律事務所による外部通報窓口を設置。外部通報窓口に男女を配置し、対応者を選択できる体制や匿名による通報を可能にするなど、通報しやすい仕組みを構築
		2	通報窓口の通報対象に、ハラスメント行為、法令違反行為、社内規程違反行為及びこれらに該当するおそれのある行為を広く含めているか。	対応済	・公益通報処理要綱において、法令・当法人規程違反など幅広く通報対象となる旨を記載 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html
		3	通報窓口について、恒常的に役員員に周知しているか。	対応済	・コンプライアンス研修等において、適宜通報窓口や通報手段等について周知
		4	通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課しているか。	対応済	・公益通報処理要綱において、通報内容や調査で得られた個人情報の守秘義務について明記 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html
		5	通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止しているか。	対応済	・公益通報処理要綱において、通報者の保護を明記 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html
		6	外部通報窓口を設置しているか。	対応済	・内部通報窓口に加え、独立した通報窓口として法律事務所による外部通報窓口を設置
		7	通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士等の外部有識者を中心に整備しているか。	対応済	・内部通報窓口に加え、独立した通報窓口として法律事務所による外部通報窓口を設置し、整備
		8	通報方法については、面会、書面、電話、電子メール、FAX、ウェブサイト上の通報フォーム等、できるだけ利用しやすい複数の方法を設けているか。（NFコード）	対応済	・公益通報処理要綱において、複数手段を明記 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html
		9	これから行う行為が違反行為となるか否かに関する事前相談についても通報窓口にて対応しているか。（NFコード）	対応済	・公益通報処理要綱において、通報窓口に対して相談を行うことが可能と明記 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html
		10	弁護士等の有識者を含む、経営陣から独立した中立な立場の者で構成される調査機関（原則4に定めるコンプライアンス委員会等）を設け、調査の必要の有無、調査の必要がある場合には調査方法等について決定し、同機関の構成員又は同機関において指定された者（当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。）により速やかに調査を実施しているか。（NFコード）	対応済	・公益通報処理要綱及び第三者審査委員会設置要綱において、弁護士等の外部有識者を含む中立的な調査体制（第三者審査委員会）の構築や、通報があった場合の調査方法等について規定 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html
		11	通報窓口において通報を受領してから当該通報に係る事実の調査を実施するまでのフロー、並びに調査対象にするか否かの客観的かつ具体的な基準及び調査の方法等についてあらかじめ明確に定め、原則としてこれらに従って運用しているか。（NFコード）	対応済	・公益通報処理要綱において、通報受付から調査報告までの一連のフローを規定 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html
		12	通報窓口の対応者に男女両方を配置し、通報者が希望すれば対応者の性別を選べているか。（NFコード）	対応済	・通報窓口には男女を配置し、対応者の性別を選択できる体制を構築
		13	通報制度の運営において専門家のサポートが必要になると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証しているか。（NFコード）	対応済	・法律事務所と契約し、弁護士への相談体制を構築 ・専門家のサポートが必要になると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、委託契約内容を適宜検証
		14	通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底しているか。（NFコード）	対応済	・公益通報処理要綱において、通報者の個人情報の保護等について明記 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html

東京2025世界陸上財団におけるガバナンスの確保について
(スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況)

【凡例】
対応済：既に対応が完了しているもの（今後対応を継続するものを含む）
対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの
(現在対応方針を検討中であり、今後対応を行う予定のものを含む)

指針			スポーツ庁セルフチェックリスト	対応状況	対応内容
		15	研修等の実施を通じて、役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底しているか。（NFコード）	対応済	・通報に伴う不利益等が無い制度である旨、コンプライアンス研修等で周知
		16	通報窓口その他通報制度の運営は、組織委員会等の経営陣から独立した中立な立場の者が担当し、組織委員会等の経営陣が通報者を特定し得る情報や通報内容等にアクセスできない体制を整備しているか。（NFコード）	対応済	・公益通報にかかる調査は理事から独立して実施 ・公益通報の処理業務に従事する担当者は総務部長が指定し、公益通報者が他者に特定されないよう、情報の取扱い等について教育を実施 ・公益通報処理要綱において、通報者の個人情報の保護等について明記 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships-tokyo25/about-us/regulations.html
原則 10	懲罰制度を構築すべきである	1	懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、恒常的に関係者等にこれを周知しているか。	対応済	・役員等懲罰規程、職員懲罰規程、役員等懲罰指針、職員懲罰指針等を策定 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships-tokyo25/about-us/regulations.html ・コンプライアンス研修等で組織内に周知
		2	処分内容の決定は、行為の態様、結果の重大性、経緯、過去の同種事例における処分内容、情状等を踏まえて、平等かつ適正になされているか。	対応済	・役員等懲罰規程及び職員懲罰規程において、弁護士等の外部有識者等で構成される第三者審査委員会にて、行為の態様、結果の重大性、経緯、過去の同事例における処分内容、情状等を踏まえて中立かつ公平に審査を実施する旨を明記 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships-tokyo25/about-us/regulations.html
		3	規程においてあらかじめ明確かつ具体的な処分基準を定め、処分内容の決定に当たっては原則として当該基準に従っているか。	対応済	・役員等懲罰規程、職員懲罰規程、役員等懲罰指針、職員懲罰指針にて、処分基準を明記 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships-tokyo25/about-us/regulations.html
		4	組織委員会等外部の中立的かつ専門的な第三者により、懲罰制度が当該規程に従って適切に運用されているか否かの確認を定期的に受け、当該第三者の助言指導を踏まえて定期的に運用を見直しているか。（NFコード）	対応済	・弁護士等の外部有識者等で構成される第三者審査委員会にて処分案の妥当性について審査 ・必要に応じて運用について弁護士に確認が可能
		5	弁護士等の有識者を含む、経営陣から独立した中立な立場の者で構成される処分機関（倫理委員会等）を設け、同機関（当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。）において、客観的かつ速やかに、処分審査（処分対象行為の該当性及び処分内容の決定）を行っているか。	対応済	・役員から独立した弁護士等の外部有識者等で構成される第三者審査委員会での処分案の妥当性について審査
		6	調査機関の構成員又は同機関において指定した者（当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。）による調査結果等を踏まえ、有効かつ適切な証拠により認定された行為についてのみ処分の対象としているか。（NFコード）	対応済	・役員から独立した弁護士等の外部有識者等で構成される第三者審査委員会での処分案の妥当性について審査 ・役員等懲罰規程、職員懲罰規程において処分決定を通知する際に、処分対象行為及び処分の理由及び証拠の標目等について記載する旨を明記 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships-tokyo25/about-us/regulations.html
		7	組織委員会等の関係者等に対し、処分対象行為の調査に対する協力義務及び調査内容に関する守秘義務を課しているか。（NFコード）	対応済	・役員等懲罰規程及び職員懲罰規程において、役員等への協力義務、調査内容の守秘義務を明記 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships-tokyo25/about-us/regulations.html
		8	処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、処分対象行為について可能な限り書面を交付しているか。（NFコード）	対応済	・処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、処分対象行為について書面を交付することとしている
		9	処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けているか。（NFコード）	対応済	・役員等懲罰規程及び職員懲罰規程において、意見陳述の機会の付与について明記 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships-tokyo25/about-us/regulations.html
		10	処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知しているか。（NFコード）	対応済	・役員等懲罰規程及び職員懲罰規程において、書面に各項目を記載するよう明記 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships-tokyo25/about-us/regulations.html
		11	認定根拠となった証拠や処分の手続の経過についても、可能な範囲で告知しているか。（NFコード）	対応済	・役員等懲罰規程及び職員懲罰規程において、書面に各項目を記載するよう明記 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships-tokyo25/about-us/regulations.html
		12	処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有しているか。（NFコード）	対応済	・役員から独立した弁護士等の外部有識者等で構成される第三者審査委員会での処分案の妥当性について審査（利害関係者等については除外）
		13	処分審査が中立な者により行われることを担保するため、処分審査を行う者について、当該処分に関するステークホルダーを除く等の制度を設けているか。（NFコード）	対応済	・役員等懲罰規程及び職員懲罰規程において利害関係者等の除外について規定 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships-tokyo25/about-us/regulations.html

東京2025世界陸上財団におけるガバナンスの確保について
(スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況)

【凡例】

対応済：既に対応が完了しているもの（今後対応を継続するものを含む）

対応予定：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの

(現在対応方針を検討中であり、今後対応を行う予定のものを含む)

指針			スポーツ庁セルフチェックリスト	対応状況	対応内容
原則 11	危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである	1	危機管理を専門に取り扱う部署や危機管理委員会を設けるなど、組織の規模や実情に応じた危機管理及び不祥事対応のための体制を構築するとともに、危機管理マニュアルを策定しているか。	対応済	・不祥事発生時の報告体制及び調査体制等をコンプライアンス規程に明記 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html ・自然災害や事故など、幅広いリスクを想定した危機管理マニュアルについても別途策定
		2	危機管理マニュアルの策定に当たっては、当該組織委員会等の特徴等を踏まえ、法令違反か否かに留まらず、レピュテーションリスクも含めて、発生しやすい不祥事類型やリスクを特定し、当該リスクの発現可能性の高低や発生した場合の影響等の評価を加え、これに従ったリスクの制御方法や監視体制、その見直しの在り方及び不祥事が報告された場合の調査体制についても規定しているか。	対応済	・不祥事発生時の報告体制及び調査体制等をコンプライアンス規程に明記 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html ・自然災害や事故など、幅広いリスクを想定した危機管理マニュアルについても別途策定
		3	危機管理マニュアルは、外部の有識者の意見を適切に反映した内容となっているか。	対応済	・危機管理及び不祥事対応のための体制の構築時、マニュアル作成時に、外部有識者の意見を聴取し、反映
		4	危機管理体制の構築に当たっては、不祥事対応を機動的に行うことができるよう、コンプライアンス担当の理事に危機管理担当も兼務させるなどの工夫を行い、組織横断的な活動を可能とする体制を構築しているか。（NFコード）	対応済	・不祥事対応に関し、問題の対処に必要と判断する場合は、コンプライアンス担当理事を委員長とするコンプライアンス委員会において、問題に対する対応方針、原因究明、再発防止策等について審議 ・事案発生時は、組織横断的に必要な情報を報告・共有できる体制を構築
		5	危機管理マニュアルが単なる書類として形骸化しないよう、マニュアルに従ったリスク管理の実効性を定期的に検証したり、緊急の危機管理体制を発動するための仮想訓練を定期的の実施したりするなど、平時からその存在を浸透させるための活動を運営業務に組み込んでいるか。（NFコード）	対応済	・危機管理（財団における管理体制、コンプライアンス違反等のインシデント事例とその対応等）に係る職員向け研修を行うとともに、チェックリストを活用した理解促進を実施 ・必要に応じて適宜マニュアルの見直しを行い、研修等により職員に周知
		6	不祥事が発生した場合は事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築しているか。	対応済	・コンプライアンス規程において、問題発生時の対応として、対応方針、原因究明、再発防止策等を検討するような体制・手続きについて明記 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html
		7	重大な不祥事の端緒を認識した場合には、最適な調査体制を迅速に構成し、徹底した事実調査を実施した上で、外部専門家の知見と経験も踏まえつつ、表層的な現象や因果関係の列挙にとどまらない、根本的な原因究明を行っているか。	対応済	・コンプライアンス規程において、問題発生時の対応として、対応方針、原因究明、再発防止策等を検討するような体制・手続きについて明記 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html ・必要に応じて外部有識者の知見を活用し調査を実施する体制を整備
		8	重大な不祥事の端緒を認識した場合には、外部専門家とも連携した上で、適切なタイミングで、当該不祥事に関する必要な情報開示を行っているか。	対応済	・重大な不祥事の端緒を認識した場合、外部有識者に相談の上、速やかに必要な情報を公表する体制を構築
		9	組織委員会等が解散した後に不祥事が発生又は発覚した場合においては、原因説明や再発防止策の策定等を速やかに実施することができるよう、具体的な対応方針等についてあらかじめ関係当事者間において整理して合意しているか。	対応済	・日本陸連と協定を締結し、大会の準備・運営のために世界陸上財団が作成した文書、資料等について日本陸連に対し引き渡すこととしている。また、各種権利義務の承継について、大会終了後必要となる手続きについては予め双方協議することを合意している
		10	調査の結果、法令違反等の不祥事の発生が認められた場合には、その原因となった責任者・監督者につき、調査委員会等が有する倫理規程や懲罰規程等に従って、責任者・監督者を適切に処分しているか。（NFコード）	対応済	・法令違反等があった場合は、弁護士等の外部有識者等で構成される第三者審査委員会にて処分案の妥当性について審査し、職員懲罰規程等に則り処分する体制・手続を整備 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html
		11	再発防止策の策定に当たっては、組織の変更や規程の改定等の表面的な対応にとどめることなく、今後の日々の業務運営等に具体的かつ継続的に反映させているか。（NFコード）	対応済	・コンプライアンス規程において、問題発生時の対応として、対応方針、原因究明、再発防止策等を検討するような体制・手続きについて明記 https://www.jaaf.or.jp/world-athletics-championships-tokyo25/worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations.html ・不祥事等が発生した場合には、コンプライアンス委員会において再発防止策等を検討するとともに、研修等により職員に周知
		12	不祥事対応が一度収束した後においても、再発防止策の取組が適切に運用され、定着しているかを不断にモニタリングした上で、その改善状況を定期的に公表しているか。（NFコード）	対応済	・再発防止の取組とその改善状況についてコンプライアンス委員会で審議し、内容を公表
		13	危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成しているか。（NFコード）	対応済	・外部調査委員会を設置する場合には、必要に応じて外部有識者を中心に構成
		14	第三者を委員とする調査委員会を設置する場合には、当該委員の選定プロセスについても十分に配慮し、委員が組織委員会等に対して独立性・中立性・専門性を有する者であることについて、合理的な説明をする責任を果たしているか。	対応済	・第三者を委員とする調査委員会を設置する場合は、外部有識者の選定について理事会において審議

1 コンプライアンスの推進体制

1. コンプライアンス委員会の開催

- 令和7年度はコンプライアンス委員会を2回開催
- 当法人コンプライアンス規程第5条及び第16条に規定する事項について検討、審議又は実施し、当法人内のコンプライアンスに係る体制構築及びコンプライアンスの推進を図った。

第6回	令和7年6月4日（水）	報告事項	・ 令和7年度コンプライアンス推進計画について ・ 利害関係者との接触について ・ 第三者審査委員会からの情報提供について ・ その他
第7回	令和8年1月19日（月）	決議事項	・ スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況の自己説明及び公表について
		報告事項	・ 令和7年度コンプライアンス推進に係る取組結果について ・ 第三者審査委員会からの情報提供について

2. 各部（監査室）におけるコンプライアンスの推進

- コンプライアンス委員会の内容を各部（監査室）内にフィードバックするとともに、本委員会で定めた取組と必要に応じて各部（監査室）の実状に合わせた取組を実施し、各部（監査室）内のコンプライアンスの推進を図った。

2 コンプライアンスの推進のための取組

1. 誓約書の提出

- 役職員等が着任する際、当該役職員等がコンプライアンスを遵守する旨の誓約書を提出することで、コンプライアンスの意識啓発を図った。

2. 研修の充実

(1) コンプライアンス研修の実施

- 役職員等に対し利益相反管理を含むコンプライアンス研修を実施し、一人ひとりがコンプライアンスを意識した行動を取れるように促した。令和7年度の実施概要は以下のとおりである。

コンプライアンス研修（着任時）	コンプライアンス研修（年1回）
・ コンプライアンス推進映像教材（汚職防止、非行防止） ・ コンプライアンス研修確認チェックシート ・ 補足テキスト	・ コンプライアンス研修テキスト ・ スポーツインテグリティに関する映像教材 ・ 公益通報制度・窓口の周知 ・ コンプライアンス研修効果測定シート

(2) コンプライアンスに係るチェックシートの実施

- 職員等に対し「コンプライアンスチェックシート」、「利益相反チェックシート」によるコンプライアンス遵守状況の確認を行い、定期的（四半期に一度）な理解促進及びコンプライアンス気運の醸成を図った。

3.職員への意識啓発 コンプライアンス通信の発信

- 当法人のコンプライアンスに関する取組等について、職員向けに発信した。

【主な発信内容】

- ・ 第1号：利害関係者との接触、SNS等の利用について（令和7年5月）
- ・ 第2号：オープンなコミュニケーション、個人情報・内部情報の取扱いについて（令和7年7月）
- ・ 第3号：コンプライアンス推進月間、大会後の適切な事務処理、文書整理について（令和7年11月）

4.コンプライアンス推進月間の実施（10～11月）

- コンプライアンス推進月間を実施し、職場討議や意見交換の実施等を通じて職員のコンプライアンス意識の強化を図った。

5.汚職防止に係る取組の実施

- コンプライアンス研修にて周知・啓発する内容及び当法人の各種規程類に定める事項などに基づき、汚職等防止に係る取組を着実に実施することで、重大事故の防止へ向け、適切かつ厳格な業務遂行と服務規律保持を図った。
- また、大会運営に係る情報や組織運営の基盤となる各種規程等を主体的に公表し、適切な情報公開を図った。

1 利益相反

以下のとおり、第三者審査委員会を開催し、協定及び契約締結等に係る妥当性をご審議いただいた。

第19回	令和 7 年 6 月 25 日（水）	利益相反取引等に係る妥当性審査について（8 件）
第20回	令和 7 年 7 月 17 日（木）	利益相反取引等に係る妥当性審査について（2 件）
第21回	令和 7 年 7 月 28 日（月）	利益相反取引等に係る妥当性審査について（1 件）
第22回	令和 7 年 8 月 8 日（金）	利益相反取引等に係る妥当性審査について（2 件）
第23回	令和 7 年 8 月 21 日（木）	利益相反取引等に係る妥当性審査について（2 件）
第24回	令和 7 年 9 月 5 日（金）	利益相反取引等に係る妥当性審査について（3 件）

2 その他

公益通報、懲罰、情報公開に関する事等については、該当案件なし

【参考】第三者審査委員会設置要綱

（所管事項）

第3条 審査委員会は、本規程に定めるところにより、次に掲げる事項の適正性等審査を所管する。

- 一 利益相反に関する事
- 二 公益通報に関する事
- 三 懲罰に関する事
- 四 情報公開に関する事
- 五 その他会長が必要と認める事項に関する事

（審査委員会の職務）

第6条 審査委員会は、利益相反管理規程、公益通報処理要綱、懲罰規程、情報公開規程に規定された内容等に基づき、利益相反、公益通報、懲罰、情報公開等の観点から、第16条に定める事務局（以下「事務局」という。）を通じて当法人内の担当部署等から付議された事案について調査・審査し、審査委員会での審査結果を答申する。

- 2 審査委員会は、事務局を通じて調査・審査に際して必要な情報等を担当部署等に報告させることができる。
- 3 審査委員会で審査した結果は、事務局を通じてコンプライアンス委員会に情報提供する。